

固定資産税の減額

▶資産税課 ☎ 042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

□減額分 2 分の 1 (改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は 3 分の 2) ※住宅面積 120㎡^{まで}

□減額要件 ●昭和 57 年 1 月 1 日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ●工事後 3 カ月以内に資産税課へ申告 ※申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください ●1 戸当たりの工事費用が 50 万円超

□必要書類 ●耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ●耐震改修工事費用の領収書の写し ●長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合^{のみ})

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3 分の 1 (住宅面積 100㎡^{まで})

□減額要件 ●新築日から 10 年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事^(※1)を実施 ●工事後 3 カ月以内に資産税課へ申告 ※申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談ください ●65 歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)

●改修後の床面積が 50㎡以上 280㎡以下 ●1 戸当たりの工事費用が 50 万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工

事明細書・現場の写真^{など})と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65 歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類 ^{※1}…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3 分の 1 (改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は 3 分の 2) ※住宅面積 120㎡^{まで}

□減額要件 ●平成 26 年 4 月 1 日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修^{※2})を実施 ●工事後 3 カ月以内に資産税課へ申告 ※申告が期限内に間に合わない恐れがある場合は、期限内に資産税課にご相談くだ

さい ●改修後の床面積が 50㎡以上 280㎡以下 ●1 戸当たりの工事費用が 60 万円超(補助金などを除く自己負担額)、または改修工事に係る費用が 50 万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて 60 万円超であること

●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ●住宅の熱損失防止改修等に伴う固定資産税の減額適用申告書

●増改築等工事証明書 ●工事費用の領収書の写し ●納税義務者の住民票 ●交付または決定を受けたことを確認できる書類(国または地方公共団体から補助金などの交付を受けた場合)

●長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合^{のみ})

^{※2}…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)

プール利用の休止について

旭のかりん糖 西東京市スポーツセンターのプールの水抜きを行い、設備点検およびメンテナンス作業などを実施します。以下の期間でプールの利用ができなくなります。詳細は右記へ

時 6 月 29 日(日)午後 6 時～7 月 4 日(金) 場 旭のかりん糖 西東京市スポーツセンター温水プール
※プール以外の施設については平常通り営業します。
▶スポーツ振興課 ☎ 042-420-2818

わんわんパトロールしませんか？

毎日の散歩に少し防犯意識をもってみませんか？

市では市内に「防犯の目」を増やすため、わんちゃんと散歩しながら地域の見守り活動を行う「わんわんパトロール」にご協力いただける方を募集しています。

☑犬用のリードカバーを着用して散歩をし、不審な人物を見かけたり、困っている子どもなどがいたりした場合は 110 番通報をお願いします。

□リードカバーの配布場所

危機管理課(防災・保谷保健福祉総合センター 5 階)・総務課(田無庁舎 5 階)・西東京市獣医師会加盟の動物病院

※詳細は市 HP へ 市 HP



暮らしの中の消費



自動音声ガイダンスの不審な電話に注意！

電話に着信があったので出ると、自動音声ガイダンスが流れ「代金未納のため、電話が使えなくなる。心当たりがない方は○番を押してください」と言う。慌てて指定された番号を押すと担当者が出た。住所や氏名などを伝えたと「確認して折り返す」と切電されたが、よく考えると未納などしていない。



同様の相談事例では、実在する通信事業者などを名乗る場合が多く、目的は個人情報の入手や代金の詐取と思われます。通信事業者は自動音声ガイダンスや SMS を使って電話の停止や契約状況に関する事項を通知することはありません。不審な場合は最後まで聞かずに電話を切りましょう。また、個人情報を伝えてしまうと何らかの二次被害に繋がる可能性もあるため、絶対に伝えないでください。

▶消費者センター ☎ 042-462-1100

消防団ポンプ車操法大会

6/29(日)

午前 8 時～正午

都立東伏見公園

※荒天の場合は 7 月 6 日(日)に延期

消防団員の活動技術の向上と士気高揚を図るため、各分団で競い合い日頃の訓練の成果を披露します。消防団は、地域防災の担い手として市民の生命と財産を守るた

めに昼夜を問わず、消防・防災活動を行っています。

▶危機管理課 ☎

042-438-4010



傍聴

審議会など

■教育委員会

時 6 月 24 日(火)午後 2 時

場 イングビル

内 行政報告^{ほか}

定 10 人

▶教育企画課 ☎

042-420-2822

■田無第三中学校建替協議会

時 6 月 19 日(木)午前 9 時 30 分

場 田無庁舎 3 階

内 建替えの課題整理^{ほか}

定 10 人

▶教育企画課 ☎

042-420-2822

■人にやさしいまちづくり推進協議会

時 6 月 23 日(月)午後 2 時

場 保谷東分庁舎

内 土地利用構想届出書に対する市の指導および助言

定 5 人

▶都市計画課 ☎ 042-438-4050

■地域自立支援協議会

時 6 月 25 日(水)午後 6 時 30 分

場 田無庁舎 5 階

内 障害者支援に関すること^{ほか}

定 5 人

▶障害福祉課 ☎

042-420-2804

■社会教育委員の会議

時 6 月 27 日(金)午後 2 時

場 田無第二庁舎 3 階

内 提言内容^{ほか}

定 2 人

▶社会教育課 ☎

042-420-2831

■地域公共交通会議

時 7 月 10 日(木)午前 10 時 30 分

場 防災・保谷保健福祉総合センター 6 階

内 西東京市地域公共交通計画の施策^{ほか}

定 5 人

▶交通課 ☎ 042-439-4435